

## 我が国における難民庇護の状況等

(人)

	難 民		その他の 庇 護	難民及びそ の他の庇護 合計
	定住難民	認定難民		
昭和53年	3			3
54年	94			94
55年	396			396
56年	1,203			1,203
57年	456	67 ( )		523
58年	675	63 ( )		738
59年	979	31 ( )		1,010
60年	730	10 ( )		740
61年	306	3 ( )		309
62年	579	6 ( )		585
63年	500	12 ( )		512
平成元年	461	2 ( )		463
2年	734	2 ( )		736
3年	780	1 ( )	7	788
4年	792	3 ( )	2	797
5年	558	6 ( )	3	567
6年	456	1 ( )	9	466
7年	231	2 ( 1 )	3	236
8年	151	1 ( )	3	155
9年	157	1 ( )	3	161
10年	132	16 ( 1 )	42	190
11年	158	16 ( 3 )	44	218
12年	135	22 ( )	36	193
13年	131	26 ( 2 )	67	224
14年	144	14 ( )	40	198
15年	146	10 ( 4 )	16	172
16年	144	15 ( 6 )	9	168
17年	88	46 ( 15 )	97	231
18年		34 ( 12 )	53	87
19年		41 ( 4 )	88	129
20年		57 ( 17 )	360	417
21年		30 ( 8 )	501	531
22年	27	39 ( 13 )	363	429
23年	18	21 ( 14 )	248	287
24年	0	18 ( 13 )	112	130
25年	18	6 ( 3 )	151	175
26年	23	11 ( 5 )	110	144
合 計	11,405	633 ( 121 )	2,367	14,405

(注1)

「定住難民」とは、インドシナ難民（昭和53年4月28日の閣議了解等に基づき、ベトナム・ラオス・カンボジアにおける政治体制の変革等に伴い周辺地域へ逃れた者及び昭和55年6月17日の閣議了解の3の定める呼寄せ家族で我が国への定住を認めたもの）及び第三国定住難民（平成20年12月16日の閣議了解に基づき、タイで難民として一時的な庇護を受けていた者で、第三国への定住を希望するものとして受け入れた者）であり、昭和53年から平成17年まではインドシナ難民、平成22年以降は第三国定住難民の数である。定住難民として受け入れられた後、条約難民として認定された者（認定難民）もあり、合計欄では重複して計上されている。

(注2)

「認定難民」とは、入管法の規定に基づき、難民として認定された者の数である（カッコ内は、難民不認定とされた者の中から異議申立の結果認定された数であり、内数）。なお、一次審査で「その他の庇護」を受けた後、異議申立てで条約難民として認定された者（認定難民）については、重複して計上されている。

(注3)

「その他の庇護」とは、難民の認定をしない処分をされた者のうち、入管法第61条の2の2第2項により在留特別許可を受けた者及び人道上の配慮を理由に在留が認められ在留資格変更許可を受けた者の数である。